

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～調整作業において機械の運転を止めなかつた疑い～

瀬戸労働基準監督署(署長 余語 修一郎)は、令和8年1月20日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社昌栄マテリアルほか1名
(所在地: 東京都新宿区津久戸町 事業内容: 卸売業)

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)
労働安全衛生法第119条第1号(罰則)
労働安全衛生法第122条(罰則)

3. 災害の概要

令和7年1月23日、瀬戸市曾根町の中部工場において、男性労働者(75歳)に機械を停止しない状態で、歯車にグリスを塗布する調整作業を行わせていたところ、当該歯車に身体の一部が巻き込まれ、右手示指・中指・環指・小指を切断する労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の調整作業等を行う場合において、①労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を止めなければならない、②機械の運転中に当該作業を行わなければならない場合は、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じなければならない、と規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、機械の運転を止めず、また覆いを設ける等の措置を講じていなかつた疑いがあるもの。

5. 関係法条文

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
(以下、略)

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 (略) 第 20 条から第 25 条まで、(略) の規定に違反した者
(以下、略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(略) 第 119 条 (略) の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本状の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(掃除等の場合の運転停止等)

第 107 条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならぬ場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

(以下、略)